

# 第7回研究会資料

～コンテンツ関係討議(2)～

# 目次

I	インターネットの光と影	2
II	「インターネットの自由」に関する国際的な動き	3
III	インターネット上の情報流通に係る規律比較	4
	1 違法情報の削除・プロバイダ責任	4
	2 SPAM	5
IV	EUにおけるインターネット上の人権・青少年保護に関する動向	6
V	インターネット上の違法・有害情報サイトの現状	7
	1 事例	7
	2 推移	9
	(参考1) インターネット利用の現状・利用者の意識	10
	(参考2) メディア別広告費の推移	11
VI	インターネット上の映像配信サービスの視聴（専用端末受信型）	12
VII	インターネット情報流通と著作権問題	14
	1 P2Pファイル交換ソフトと著作権	14
	2 公正利用との関係に関する海外の議論	15
	3 「クリエイティブ・コモンズ」	16
	4 検索システムと著作権	17
	(参考) 表現の自由と著作権に関する議論	18

## ユビキタスネット社会の到来

「いつでも、どこでも、なんでも、誰でも」

ブロードバンド・インターネットの急速な普及は、  
放送のデジタル化と並ぶユビキタスネット化の鍵

### 光の部分

- ◆CGM (Consumer Generated Media) の定着
  - ・SNS・ブログの普及、P2Pネットワークの拡大
- ◆映像・音声メディアのネット利用の拡大
  - ・映像配信 (動画配信ビジネス拡大、過去のテレビ番組配信、専用端末による簡易な操作での視聴も可能に)
  - ・インターネットラジオ (サイマル放送も一部番組で実現)
- ◆ネット音楽配信の拡大
  - ・06年にCDシングルを上回り、音楽ソフト市場の牽引役に
- ◆ネット広告の増大
  - ・従来の4大媒体のラジオを抜き、雑誌に匹敵

### 影の部分

- ◆一部の国で、ネット「検閲」の実施
  - ・「インターネットの自由」が国際的関心事に
- ◆ネット上の違法・有害情報、犯罪の増大
  - ・サイバー犯罪、5年で3.3倍 (06年 4425件検挙)
  - ・フィルタリング対象URLは増大の一途
  - ・検索システム等により、容易にアクセス可能に
- ◆情報流通と著作権の「衝突」
  - ・P2P型ファイル交換や検索システムに対して著作権侵害訴訟が提起
  - ・他方、DRMが公正利用との関係で問題ではという議論も欧州中心に広がり

## Ⅱ 「インターネットの自由」に関する国際的な動き

- 一部の国において、反政府的なサイトを検索エンジンで表示できないよう管理する動きがあることに対して、米国国務省は、2006年2月にGIFT (Global Internet Freedom Task Force) を設置し、インターネットの自由を国際的に確保するための政策を検討。
- 一方、ドイツでは、検索エンジン事業者が自主規制組織を設立し、有害URLにフィルタリングを実施。

### 1 GIFTについて

- インターネット上の表現の自由、情報の自由な流通への脅威に取り組むことを目的として、06年2月にライス国務長官が国務省内に設置。
- 同TFは、国際的な通信政策の協調、人権保護、民主化等の価値観に基づき、インターネットの自由に関する以下のような事例に対する外交政策を検討。
  - ・政治的コンテンツへのアクセスを制限する技術的手段及びそのような検閲手続きの米国企業に対する影響
  - ・反論者への追尾及び抑圧のための技術的手段
  - ・情報の自由な流通を制限するためインターネットガバナンスを変更しようという試み

(参考)インターネットの自由を制限する海外の事例

- 中国では、検索サービスに対して検閲要求を行い、検索サービス社は中国進出にあたってこれに従うことを発表。電子メール記録などの個人情報を当局に提供した社、反政府のブログを閉鎖した社もある。中国政府は「言論活発」などと反論。(06/2/17 朝日新聞朝刊より)
- インド通信省は、国内のISP各社に対し、宗教上の原理主義的な主張を繰り返すサイト等のアクセスを禁止するよう求めた。主要紙などは政府の対応に反発を強めている。(06/7/20 フジサンケイビジネスアイより)
- 「国境なき記者団」(本部・パリ)は、06/11/6に、「ネットの敵」として、北朝鮮、中国、サウジアラビア、ベラルーシ、ミャンマー、キューバ、イラン、ウズベキスタン、シリア、チュニジア、トルクメニスタン、ベトナムの13カ国を挙げた。(06/11/7 日経新聞夕刊より)

### 2 ドイツの「有害情報対策」の動き

- ドイツでは、97年に「マルチメディア自主規制協会」を設立。04年5月に制定された行動準則では、児童ポルノ、ナチズム賛美、暴力描写、広告規制などを規定。同年12月には検索エンジンについても同準則に基づき規定を制定。
- 05年2月には、検索エンジン事業者が協会の下で自主規制組織を設立することを発表。「青少年メディア連邦校閲局」により有害と見なされたURLについてフィルタリングを実施。消費者は協会に苦情申し立ても可能。

(出典)「検索エンジンと検閲」三浦 基(放送研究と調査 07年2月号 NHK放送文化研究所)

# Ⅲ インターネット上の情報流通に係る規律比較 1 違法情報の削除・プロバイダ責任

	米 国		E U			韓 国	日 本
				英 国	仏 国	独 国	
根拠法	デジタル・ミレニアム著作権法	連邦通信法 (通信品位法)	電子商取引指令	電子商取引規則	デジタル経済法	メディアサービス州間協定	プロバイダ責任制限法
対象行為	著作権侵害	わいせつ・不快な情報	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし
法的責任の免責要件	接続サービス	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・善意、無過失 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置 (本年7月施行予定) ①情報の流通を放置した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失 ②情報を削除した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失又は発信者に対する照会への回答なし
	キャッシング	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・アクセス制限、防止措置 ・善意、無過失	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除	
	ホスティング	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アンド・テイクダウン手続(※)		・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	
	レファレンスサービス	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アンド・テイクダウン手続		—	—	—	
監視義務	免除	—	一般的義務の禁止	—	免除	—	—
発信者情報開示	文書提出命令 ・侵害通知の写し ・宣誓供述書 ・書記官の形式審査	—	公的機関への開示	—	公的機関への開示	—	開示請求権 ・権利侵害が明白 ・正当な理由
備 考	・対象行為について、著作権侵害、わいせつ・不快な情報を区別して規律 ・デジタル・ミレニアム著作権法は民事責任についての規定、連邦通信法は民事責任、刑事責任の免責について規定 ・著作権侵害については、プロバイダの対応について詳細に規律 ・著作権侵害行為の差止命令の範囲を、素材除去・アクセス禁止に限定		・対象行為について分野の限定なし ・英国、仏国は民事責任、刑事責任の免責について規定(EU、独国は規定上明確でない) ・違法性認知時の即時削除が免責の要件			・対象行為について分野の限定なし ・民事責任についてのみ規定 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置が免責の要件 ・権利侵害者の削除権、反論内容の掲載要請権を規定	

※ ノーティス・アンド・テイクダウン手続……権利者からアップロードされているものが権利侵害に当たるとの通知があったときに、

(一部調査中の箇所あり)

プロバイダがこれを遅滞なく削除した場合には、法的責任を免責するもの。(侵害通知時の即時削除)

(出典):山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点」(コピーライト2002.7)等各種資料を参考に事務局作成

## Ⅲ インターネット上の情報流通に係る規律比較 2 SPAM

	米 国	E U				韓 国	日 本
			英 国	仏 国	独 国		
根拠法	CAN-SPAM法	電子通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する指令	プライバシー及び電子通信(EU指令)規則	デジタル経済法	不正競争防止法	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(迷惑メール法)
規制対象	広告宣伝メール	広告宣伝メール	広告宣伝メール	広告宣伝メール	広告宣伝メール	広告宣伝メール	広告宣伝メール
誰に対する規制か	送信者	送信者	送信者	送信者	送信者	送信者	送信者
表示義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝メールである旨</li> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> <li>・性的素材を含む場合は警告ラベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> <li>・性的素材を含む場合は警告ラベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝メールである旨</li> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝メールである旨</li> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝メールである旨</li> <li>・送信者の情報</li> <li>・受信拒否方法</li> </ul>
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空アドレスあて送信</li> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・受信拒否者への再送信</li> <li>・虚偽の見出し</li> <li>・Webサイトやオンラインサービスから自動的に収集したメールアドレスへの送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・連絡先を示さない送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・連絡先を示さない送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・連絡先を示さない送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・連絡先を示さない送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空アドレスあて送信</li> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・受信拒否者への再送信</li> <li>・未成年者に対する卑猥・暴力的な内容の送信</li> </ul> <p>※ISPは、役務の提供に障害が起きるおそれがある場合、利用者が受信を望まない場合等、その電気通信役務の提供を拒むことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空アドレスあて送信</li> <li>・送信者情報を偽った送信</li> <li>・受信拒否者への再送信</li> </ul> <p>※ISPは、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる</p>
方式※	オプトアウト(PC) オプトイン(携帯電話)	オプトイン	オプトイン	オプトイン	オプトイン	オプトアウト(PC) オプトイン(携帯電話)	オプトアウト

※ オプトアウト方式……メールの送信者に受信拒否の意思を伝えた場合、以後の送信を認めない方式  
オプトイン方式……あらかじめメールの受信を承諾している者に対してのみ送信を認める方式

(一部調査中の箇所あり)



## IV EUにおけるインターネット上の人権・青少年保護に関する動向

○2006年12月20日、視聴覚サービス・オンライン情報サービスを統合した「**オンラインメディア**」を対象とする「**視聴覚と情報サービス産業の競争に係る青少年と人間の尊厳の保護及び反論権に関する勧告**」が欧州議会と欧州理事会において正式に採択。（情報社会総局作成、法的拘束力なし）

○加盟国に対して、**反論権等の国内法等への導入**の検討や、表現の自由に留意しつつ**行動準則(code of conduct)の策定に規制機関が協調**すること※など、制度面を含む積極的な対応を促していることが特徴。

※電子商取引指令においても、加盟国及びEU委員会に対して、青少年保護及び人間の尊厳の保護を目的とした行動準則の定立の推進が定められている（第16条(e)）。

### (1) 経緯

- 1998年9月、欧州理事会は、**視聴覚と情報サービスにかかる青少年と人間の尊厳の保護勧告**を採択。（EUレベルでインターネット上の視聴覚・情報サービスについて言及した初めての文書であり、全ての電子メディアにおける青少年保護について、各国の自主規制を促している。）
- 2004年4月、追加的な勧告案として**視聴覚と情報サービス産業の競争にかかる青少年と人間の尊厳の保護及び反論権に関する勧告案**を提出。
- 2006年12月、採択。

### (2) 主な内容

○表現の自由とのバランスを考慮しつつ、全ての視聴覚サービス及びオンライン情報サービスにおいて、違法・有害情報から市民を保護するための各種措置について加盟国に勧奨。

#### 【加盟政府への要請内容】

- ・**オンラインメディアにおける反論権等の国内法等への導入の検討**
  - －加盟国の規律に反しない範囲で、国籍に係わらず、自然人・法人は、反論権等を持つ。
  - －反論権等は、法的に保証しなくとも、自主規制等による保証でも良い。
  - －反論権等は、オンライン環境において、関係者からの意見が得やすく、議論への素早い反応をすることが出来るため、効果的な救済策。
- ・**メディアリテラシーの向上支援**
- ・**表現の自由に留意しつつ、業界による性・人種・思想等の差別撤廃への対応、専門・規制機関が協調した行動準則の作成**
- ・**インターネットをより安全なメディアとするため、サービスプロバイダに対する品質ラベルの採用、ネット上の違法・違法のおそれのある行為の適切な報告手法の確立** 等

#### 【産業界への要請内容（自主的対応）】

- ・**各国規制機関と協力して、違法・有害情報に対するフィルタリングシステム等の提供促進**
  - －最新かつ使いやすいフィルタリングシステムを機械的にユーザへ提供
  - －サイト内容の評価・分類システムの提供
- ・**レーティングシステムの利便性の向上** 等

○検索サイトを用いて、以下のようなサイトに容易にアクセスすることが可能である。

構成員限り



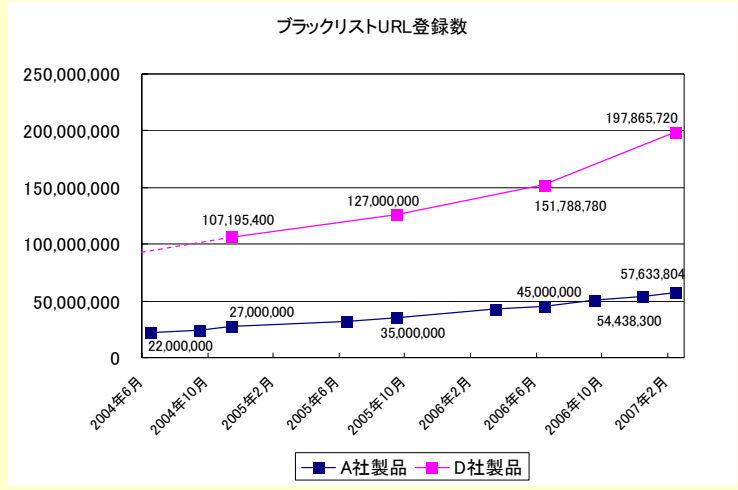
- 検索結果のトップに有害情報が表示されることが多く、検索結果の1ページ目から有害情報にたどり着くことができる
- フィルタリングソフトを利用すると、有害情報のほとんどにアクセスできなくなるが、完璧ではない。

構成員限り

○ブラックサイトURLの総数は、拡大傾向にある。  
 ○カテゴリ別URLリストの数については、各社とも非公開としているが、どのカテゴリにおいても、基本的に増大傾向にある。

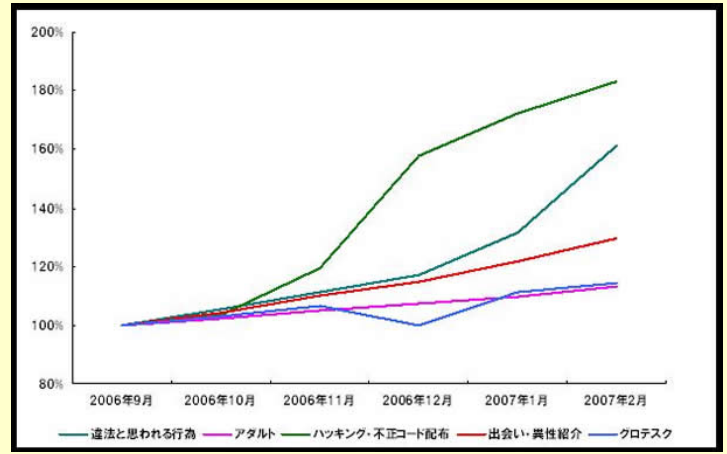
1 ブラックリストURLの推移

- Webサイトフィルタリング機能を持ったフィルタリングソフトのうち、日本でシェアの最も高い会社のソフト(A社)と、コンシューマ向けに多く利用されているソフト(D社)の2本について、ブラックリストURL件数の総数の推移をみると、右記のようになる。
- それぞれ、リアルタイムでURLリストのアップデートを行っており、そのリストによって排除されるURLは、増え続けている。
- ただし、フィルタリングの対象は必ずしも有害サイトだけではなく、ショッピングサイト等も対象とされていることがあり、注意が必要である。



2 カテゴリ別URLリスト

- ブラックサイトURLは各カテゴリ毎に作成され、フィルタリングをカテゴリ毎に行えるようにされている。
- ただし、カテゴリ内のURL数については、営業上の理由により、**各社とも**非公開としている。
- 右図は、日本のフィルタリングマーケットで40%以上のシェアを占めているネットスター社のURLデータベースについて公開されているものであるが、違法行為等に関するURL数も増大傾向にある。

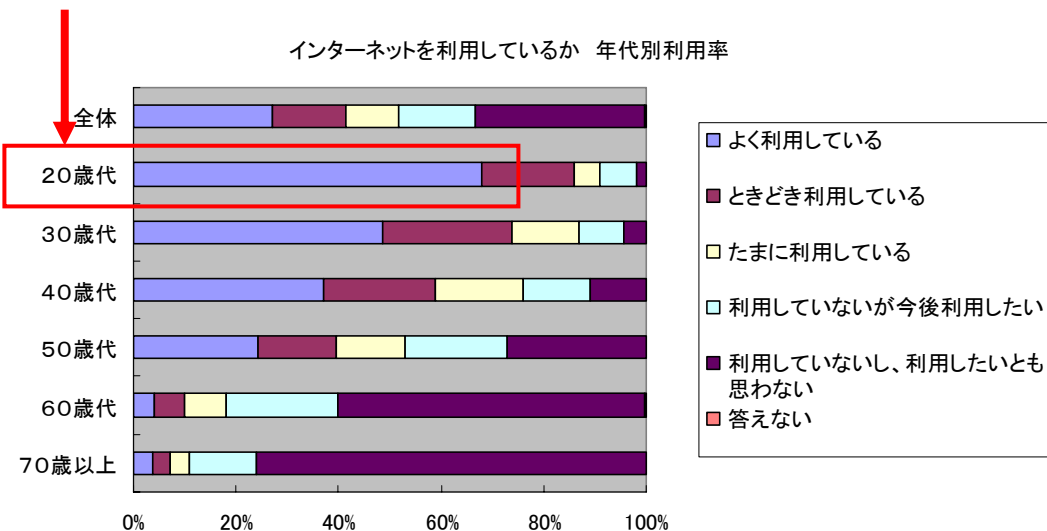


(出典)フィルタリングソフトウェア提供各社ウェブサイトより

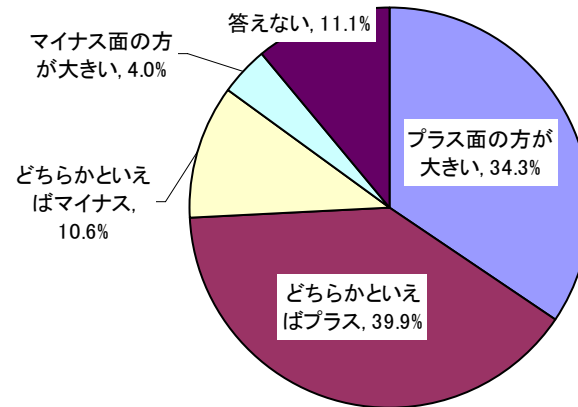
# (参考1) インターネット利用の現状・利用者の意識

20歳代では、6割を超える人が「よく利用」

インターネットを利用しているか 年代別利用率

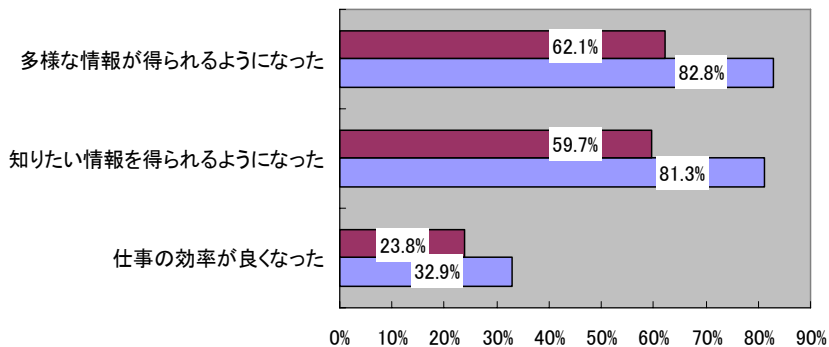


ネットの普及は社会にプラスか



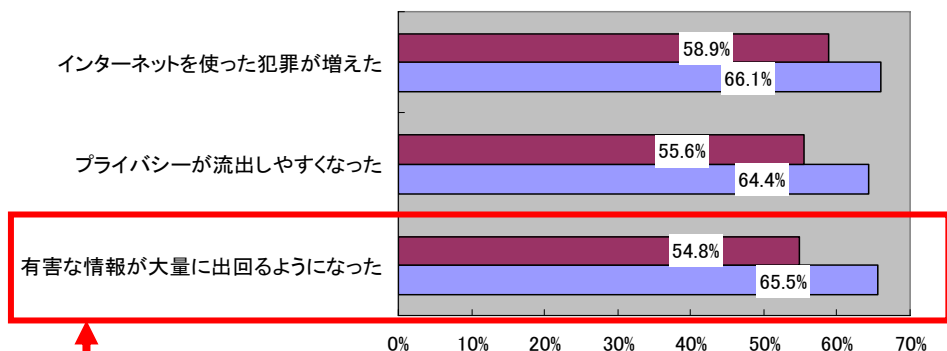
インターネットが普及して良くなった点

■ 全体  
■ ネット利用者



インターネットが普及して悪くなった点

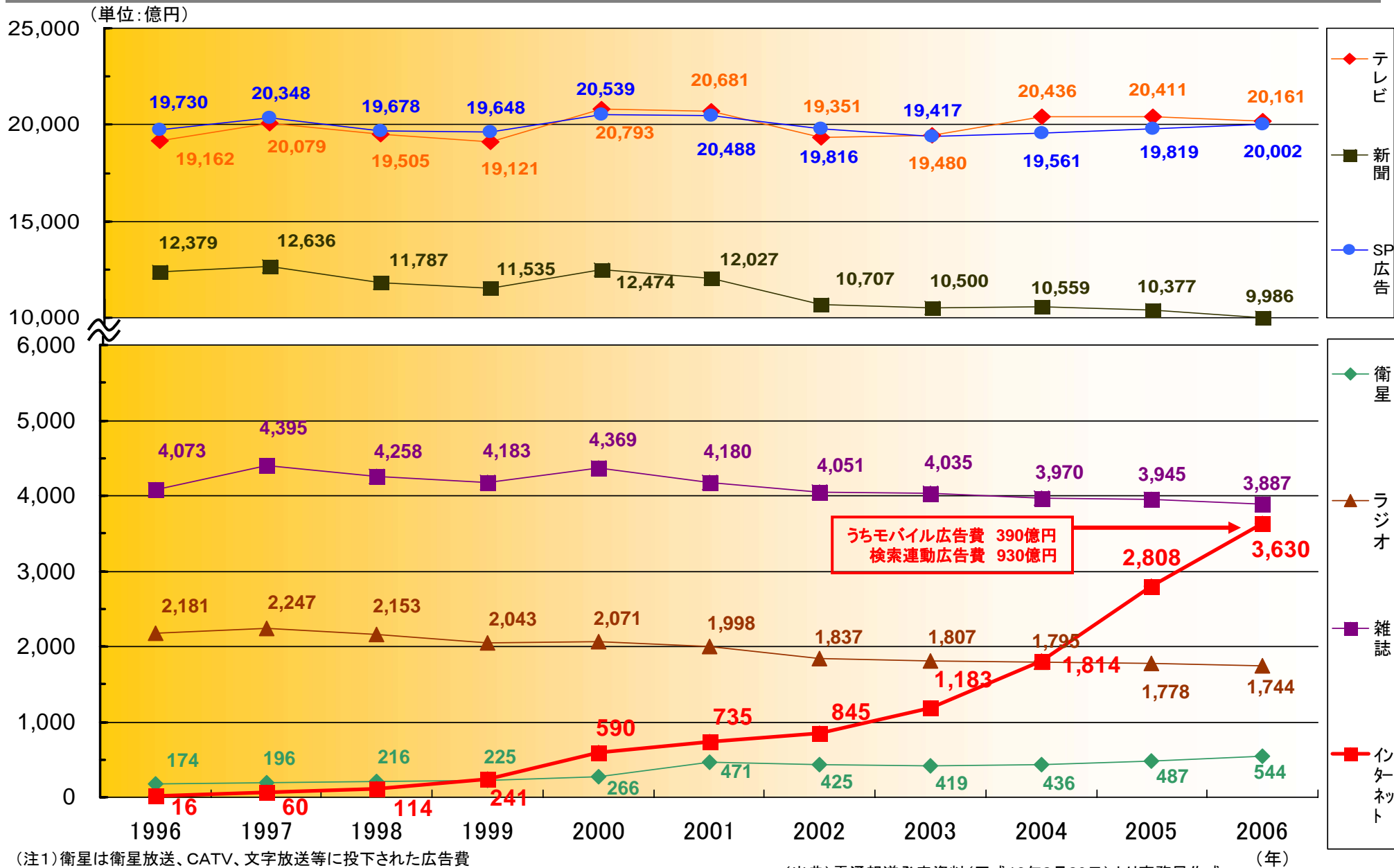
■ 全体  
■ ネット利用者



5割を超える回答者が、「有害情報」に否定的評価

# (参考2)メディア別広告費の推移

○2006年のインターネット広告費は、ラジオの2倍を超え、雑誌とそんな色ない規模。うち検索連動広告だけでも衛星を上回る。



# VI インターネット上の映像配信サービスの視聴（専用端末受信型）①

- インターネットにアクセス可能な端末には、①特定サービスに限定したもの、②ブラウザ機能のみを持つもの、③Windows Media Player等の高機能サービスに対応したものの3種類に分けられる。
- ②と③の場合、基本的に有害情報サイトにもアクセスが可能となる。ただし、子どもの利用の多いNintendo DS等では、ブラウザ機能に対してフィルタリングソフトを対応させているし、ギャオプラスではR指定コンテンツへのアクセスを禁止するペアレンタルコントロール機能がある。

## 1 専用端末の種類

- インターネットにアクセス可能な端末は、大きく分けて下記の3つがあり、それぞれアクセス可能な映像配信サービスが異なる。
  - (1) 特定サービス専用端末 ..... 特定のサービスのみアクセス可能。例えばGyaOのみアクセス可能な、ギャオプラス端末
  - (2) ブラウザ機能対応端末 ..... ウェブブラウザを搭載した端末。Plug-inの有無によるが、Flashによる動画を見ることが出来る端末がある。(Wii、PS3はYouTube等にアクセス可能。Nintendo DS、REGZA等はウェブサイトのみ)
  - (3) 高機能サービス対応端末... PCと同等のインターネットアクセス能力を持ち、WMP等のソフトが必要なYahoo動画、GyaO等のサービスにもアクセスできる。インターネットAQUOS等がこれにあたる。

## 2 専用端末の現状

- 各専用端末は、インターネットへのアクセスを可能としているが、専用ソフトを利用するタイプの映像配信サービスにはアクセスできないことが多い。Flashで提供しているサイトにアクセスできるかどうかというところである。
- 各端末のフィルタリングへの対応状況として、現在のところ、Nintendo DSやPSPではフィルタリングソフトとの提携を行っており、月額315円で導入が可能となっている。また、ギャオプラスでは、R指定動画へのアクセスを禁止するペアレンタルロック機能が導入されている。
- WiiやPS3の場合は、インターネットにアクセスすることについて、ロックをかけることができるようにされている。しかし、コンテンツレベルでのフィルタがかかっていないため、インターネットへのアクセスを許可した場合、違法有害サイトへも容易にアクセスすることが可能になる。
- インターネットAQUOSのように高機能サービス対応端末の場合は、当初はフィルタリングソフトが導入されていないことが多々ある。ただし、フィルタリングソフトを購入しさえすれば導入は可能であり、また、ISPのフィルタリングサービスを頼むことも容易である。

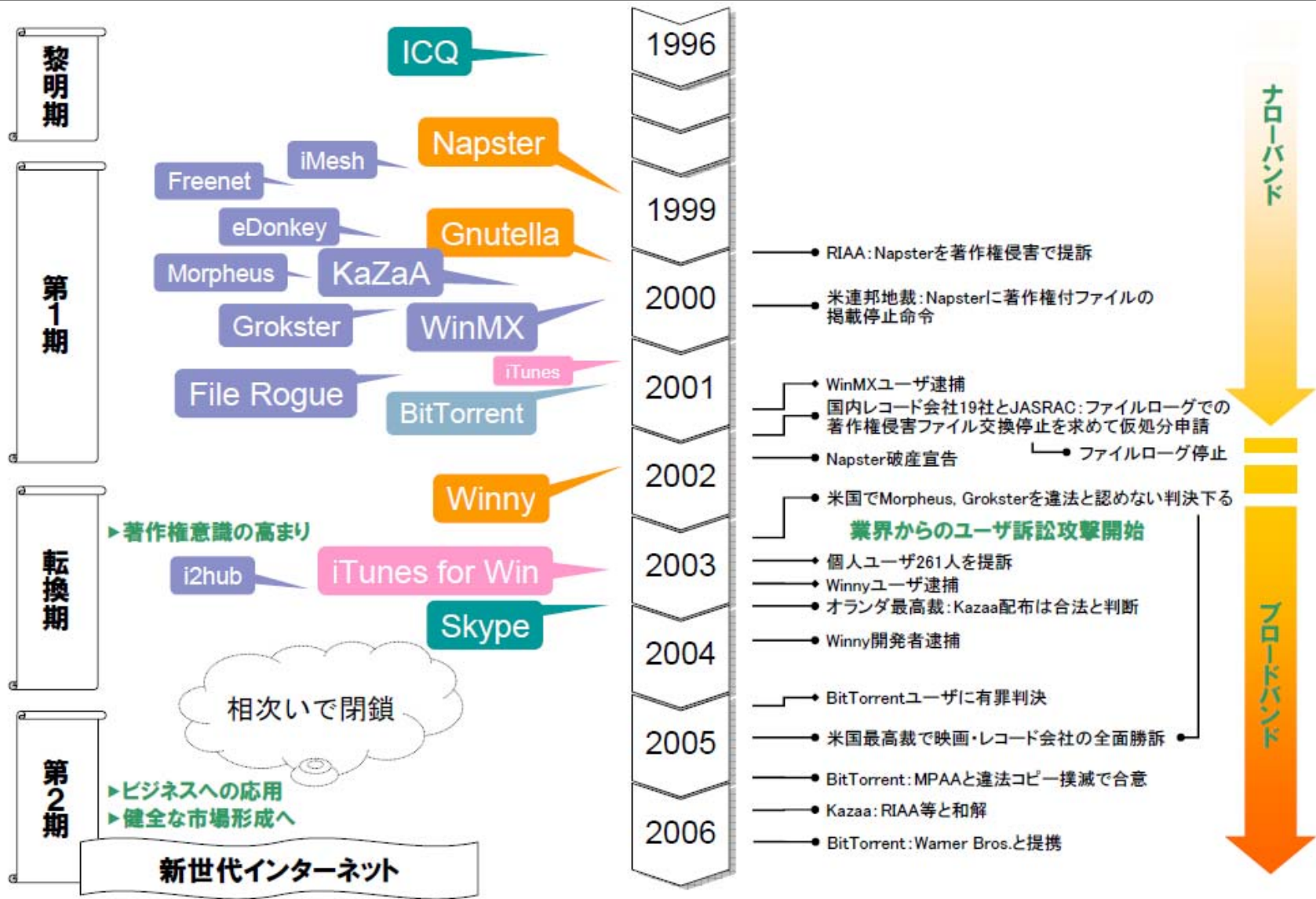
		コンテンツフィルタリング/レイティング			
		特定サイトのみ	フィルタリング	アクセス制限 (インターネット利用の可否のみ)	無し
閲覧可能 コンテンツタイプ	Web		Nintendo DS Lite		
	Flash (Plug-in)			Wii PS3	
	WMV/MP	ギャオプラス			インターネット AQUOS

# VI インターネット上の映像配信サービスの視聴（専用端末受信型）②

		インターネット AQUOS	インターネット機能 内蔵TV (REGZA Z1000を例)	ギャオプラス	ゲーム端末		
					Wii	PlayStation 3	Nintendo DS Lite
ネットワーク接続 閲覧用ソフト		LAN接続(1000BASE-T) Internet Explorer 6	LAN接続 独自ブラウザ(FACE)	LAN接続(100BASE-TX) 専用ブラウザ(IODATA製)	WiFi(802.11b/g) Wii Opera (オプション。ショッピングチャ ンネルで購入の必要有り)	LAN接続(1000BASE- T) 独自ブラウザ	WiFi(802.11) ニンテンドーDSブラウ ザー(Operaベース。店頭でソ フト購入の必要有り)
端末の性格		高機能サービス対応端末  液晶テレビに専用のPCを 付属することで、インターネッ ト端末としてもテレビを利用 可能にしている。 PCと同等の性能を持つた め、高機能な操作も可能。	ブラウザ機能対応端末  液晶テレビに独自ブラウザ が付き、インターネット端末 としてもテレビを利用可能に している。 あくまで本質はテレビであり、 高機能なことは出来ない。	特定サービス専用端末  GyaOで流れている番組を テレビで視聴可能にするた めのSTB。 他の放送のチューナー機 能も、ブラウザの機能も持 たない、完全な専用端末。	ブラウザ機能対応端末  ネットワークゲームだけ でなく、ニュース配信や ユーザ間コミュニケーション にもネットワーク機能を生 活用。 基本的にゲーム機であり、 ブラウザは現状高機能な ことが出来ない。	ブラウザ機能対応端末  ネットワークゲームだけ ではなく、ユーザ間コミュ ニケーションにもネット ワーク機能を活用。 基本的にゲーム機であり、 ブラウザは現状高機能な ことは出来ない。	ブラウザ機能対応端末  ブラウザはオプションで別 ソフト扱い。ネットワーク機 能はネットワークゲームと、 コミュニケーションに利 用されている。 ブラウザには動画の再生 機能もなく、高機能なこ とは出来ない。
閲覧可能 コンテンツ	ウェブ	○ (全てアクセス可能)	○ (基本的にアクセス可能)	× (アクセス不可。通常ブラウザが インストールされてないため)	○ (基本的にアクセス可能)	○ (基本的にアクセス可能)	○ (基本的にアクセス可能)
	動画 (Plug-in)	○ (全て再生可能。場合によっては Plug-inの導入必要)	× (再生不可。Plug-inが導入され ていないため)	× (再生不可。通常ブラウザがイ ンストールされてないため)	△ (Plug-inのVersionが新しい場 合は再生不可)	△ (Plug-inのVersionが新しい場 合は再生不可)	× (再生不可。Plug-inが導入され ていないため)
	動画 (専用ソフト)	○ (全て再生可能。場合によっては ソフトをインストールする必要)	× (再生不可。ソフトがインストール されていないため)	△ GyaOのみ再生可能 (その他は未対応)	× (再生不可。ソフトがインスト ールされていないため)	× (再生不可。ソフトがインス トールされていないため)	× (再生不可。ソフトがインスト ールされていないため)
フィルタリング等		導入無し デフォルトでは導入していな い。公式サイトで導入を薦 めるお知らせ有り。	未確認	導入有り R指定以上を規制するた めのペアレンタルロック機能 が付属している。	導入有り(不完全) インターネット機能の利 用の可否を決める、ペア レンタルロック機能有り。 コンテンツフィルタは無い ため、有害情報サイトもア クセス可能。	導入有り(不完全) インターネット機能の利 用の可否を決める、ペア レンタルロック機能有り。 コンテンツフィルタ機能も あるが、現在はゲーム・ ビデオ対応のみの模様。	導入有り i-フィルターと提携してお り、月額315円でブラウザ にフィルタリング機能を導 入できる。



○Napster訴訟をはじめ、P2Pの草創期においては、RIAA等権利者側の提訴が展開されたが、ソフトウェアベンダーと権利者の和解や司法当局の厳しい対応等により、P2Pファイル交換ソフトの合法利用の流れに。





○DRMによりネットを流通するコンテンツの厳格な使用制限に対し、対価補償型の仕組みを構築してはどうかとの議論が一部にある。  
 ○フランス著作権法では、「技術的手段は、私的複製の例外の享受を妨げるものであってはならない。」との規定が設けられた。

	アメリカ	フランス		オランダ	
	代替補償制度	Licence Globale	DRMと私的利用	ファイル共有	Internet Traffic Tax
提案者 (初出)	William W. Fisher III "Promises to Keep" (2004)	一部政党、権利管理団体、 消費者団体の支持	—	KaZaA v.s. Buma/Stemra	MARTJIN VAN DAM議員 Nu.nlのインタビュー
具体的内容	ブロードバンドユーザに一定額の課金を行い、その費用によって、エンターテインメント企業の収入とする。 その代わりに、音楽のインターネット上におけるコピーを自由にすることを提案。  具体的な費用として、ブロードバンドユーザ1人あたり月額6ドルで、音楽産業をまかなうことが出来るとしている。	インターネットユーザが毎月一定額をアーティストに支払うことによって、ファイル交換による音楽や映画のダウンロードを合法化しようという提案。  一般人に文化に接する機会を与え、若い芸術家にとっては作品を世に出すチャンスとなるため文化振興に資するとされ、また、利用者の指摘複製の保護と権利者への報酬のバランスという観点から、提案された	技術的手段は、私的複製の例外の享受を妨げるものであってはならない(331-8条)  技術的手段を導入する者は、技術的手段によってコピー数を制限することが可能であるが、私的複製の例外の享受を奪うことがないよう有益な措置を採用しなければならない(331-9条)  技術的手段が私的複製の例外の享受に制限をもたらす場合には、使用者がそれを知り得るようにならなければならない(331-12条)	2003年12月、オランダ最高裁は、KaZaA配布者は、KaZaAを使って交換されている音楽や映画ファイルの著作権侵害の責任を負うことはないという判断を下した。  ベータマックス事件と同様に、ソフトウェアの頒布者はそのソフトを利用した著作権侵害に対して責任を負わないものとした。	DRMをやめる代わりに、Internet TrafficにTaxをかけ、その費用を著作権者に分配するという提案。  ファイル共有サービスを合法化して、Taxによって得られた費用を、トラフィック毎に分配を行うという方式について、議員が語ったとされている。
議論	学術的な提案であり、政策的な議論には発展していない。  このほか、 <u>米国アップル社のジョブズCEO</u> が、欧州を中心とするDRM技術利用の非難に対して、音楽市場の7割以上を支配する4大レコード会社から楽曲の提供を受けるために必要だったとし、 <u>DRM技術の廃止が理想的とする見解を同社HP上で表明</u> (06/2/6)	2005年12月、フランス議会下院で通過。しかし、この案に反対していた政府がこの案を撤回した。再提出後、政府は多数派をしめる政党への働きかけを行って、廃案としている。 グローバルライセンスを支持する政党からは、ISPIに対して文化振興のための賦課金を課すという提案も行われたが、こちらも否決。	2006年3月の法案では、デジタルコンテンツプロバイダに対して、技術的保護手段の詳細を公開することを義務づけるものであった。しかし、アップルの反対等もあって修正され、相互運用可能なサービス等を提供する際に、必要な情報の提供をプロバイダに求めることができる、その際に補償金を必要とするという法案に変わった。	最高裁の判断でファイル共有ソフトの頒布者が責任を負わないとした、国際的にも唯一の事例。この後米Grokster事件で、ファイル共有ソフトの頒布者が責任を持つという判決がでる等、国際的には共有ソフト頒布者が責任を負う方向にある	議員本人のサイトによると、このインタビュー記事の内容を語った覚えはないとされている。 しかし、この記事を受けて、Internet Trafficに税をかけるという提案についての議論が、活発に行われている。 議員本人も、理論的には正しいが現実的に実行するのは難しいと意見を述べている
現在の状況		廃案。改正著作権法には含まれずに終わった。	改正著作権法として施行	現時点で変更はない模様	一部の人による議論

(出典): 井奈波朋子「フランスにおける情報社会指令の国内法化について」(2006年 コピライト 541号)「フランスにおける情報社会指令の国内法化について—下院通過後の動向」(2006年 コピライト 545号)、各国の新聞、ネットニュース等より事務局作成

○ネット上の情報流通に関する著作権侵害に係る司法対応やDRM技術の進展等に関して、スタンフォード大学 レッシング教授は、「技術は法と結びついて、いまやコンテンツとその配信に対してほぼ完璧なコントロールを約束している。…完全なコントロールこそがインターネットの約束するイノベーションの可能性をつぶそうと脅かすものだ。」とし、権利者の利益を保護する一方で、「フェアユースの保護」など、インターネットがイノベーション基盤であるための「自由」の確保を主張している。

○レッシング教授は、このような考え方のもとで、ネットで流通するコンテンツについてあらかじめ利用者の権利を明示することで、著作権法制を前提として著作権手続きの効率化を図る「クリエイティブ・コモンズ」の動きを主導しており、国際的に拡大している。

### 1 著作権に係るレッシング教授の主張(「コモンズ」(山形浩生訳)第14章より)

「われわれが文化として捉え直すべき中核的発想は、コンテンツに対するコントロールは完全であってはならないということだ。アイデアと表現は、ある程度はフリーでなければならない。それがそもそもの著作権法のねらいだった—コントロールと自由のバランスだ。それは、「わずか20年前ですら(中略)[著作権法が]制限のついた穴だらけの保護しか提供しないというのはみんな確信していることだった」。でもこうしたバランスのとれた法は、いまやそのバランスを破壊しようと脅かす抜け道を迎えている。コードだ。技術は法と結びついて、コンテンツとその配信に対してほぼ完璧なコントロールを約束している。そして、この完全なコントロールこそがインターネットの約束するイノベーションの可能性をつぶそうと脅かすものだ。この脅威に対抗すべく、コントロールと創造性のバランスを再確立するために具体的な変化が必要だ。ねらいはアーティストたちが生産を行うのに十分なインセンティブを与えるに足るだけのコントロールをもち、一方でなるべくフリーな部分を残してほかの人がそれを下敷きに創造できるようにするようなシステムだ。」

### 2 クリエイティブ・コモンズについて

- 著作者が自らの著作物の共有を前提として営利利用の可否、改変の可否などについて、ライセンスの形であらかじめ許諾意思を示し、利用者側が煩雑な許諾処理をしなくてもすむようにすることで、知的創造に係る負担を軽減し、創造的・知的活動を促進することを目的。
- 既存の著作権・著作隣接権法制を前提としつつ、その前の段階における権利者と利用者とのライセンスにより共有方法を規制。
- 2001年に設立、2002年12月からライセンスの提供を開始している。我が国においても2004年3月からクリエイティブ・コモンズの日本法対応版が提供されている。(2006年12月時点で、33か国で国内法準拠版ライセンスが提供)。
- ライセンスは、誰でも理解できる利用条件、条件を法的に担保する法的コード、機械が理解できるメタデータの三層から構成。

【利用条件を表示するアイコン】 以下のアイコンを組み合わせることで利用条件を表示



著作権の帰属先を明示する義務があることを示す

表示



非商業目的であることを条件として複製、再配布、派生作品の制作を認める。

非営利



派生作品の制作は禁止、複製・再配布等は認める。

改変禁止



自分と同じ条件で他者が派生作品を制作することを認める。

継承

○インデックス表示機能や広告表示機能など検索システムの利便性向上の一方で、権利者から著作権侵害訴訟等が提起されている。

日時	訴訟相手		対象サービス	訴訟結果 (Google側)	事案概要	備考
	氏名・社名	国籍				
2006.1.29	BLAKE A. FIELD	アメリカ	Google Cache	勝訴 (ネバダ地裁)	個人サイトのデータをGoogleがキャッシュすることは著作権侵害であるという被告の主張に対して、①キャッシュが利用者の意思で作成されること、②被告がrobots.txt等で収集を拒否していなかったこと、③DMCA 512(b)でフェアユースにあたることから、Google勝訴。	
2006.3.10	Gordon Roy Parker	アメリカ		勝訴 (ペンシルバニア 東部連邦地裁)	Usenetへの書き込みをGoogleが長期保管していることについて、著作権侵害を主張。(その他、批判コメントが残っていることについて名誉毀損等も主張)「システムの動作と、ユーザーへのデータ転送を目的にISPが自動的かつ一時的にデータを保管する場合は、違反の判断に必要な要素(故意の侵害意図)が欠けている」として、Google勝訴。	相手側が 控訴
2005.9.20	Authors Guild	アメリカ	Google Print Library Project	訴訟中	AAP、AGIは大学図書館の書籍の全文を著作権者の許可なくスキャンし、検索可能にすることは著作権侵害であるとして提訴。	その他、英、 仏等でも同 様の裁判
2005.10.19	The Association of American Publishers (AAP)	アメリカ	→ Google Books Library Project	訴訟中	Googleは、著作権のある作品についてはOpt Out方式をとっているとして、Fair Useを主張。AAPはOpt Outでは著作権者の権利を制限していると反論	
2006.6.28	WBG (German Publishers Associationが支援)	ドイツ	→ Google Book Search	WBGが訴えを取り 下げ (ハンブルグ地裁)	“Snippet”という表示方法(Google Book Searchの検索結果表示画面において検索キーワードが出現する箇所とその前後数文を書誌事項と一緒に表示する方法)は、ドイツの著作権法に反しないとの見解を地裁が示したため、WBGが訴訟を取り下げた。	
2006.2.27	Perfect 10	アメリカ	Google Image検索	仮差し止め 訴訟中 (カリフォルニア連 邦地裁)	Perfect 10がサブスクリプションで提供しているアダルト画像について、サムネイル画像を提供していることから、著作権侵害であるとして提訴。 ①Perfect 10の著作物である画像を掲載したサイトにAdSenseを提供し、②Googleが携帯電話用にも画像検索を提供(原告サービスと同様の画質で提供されていた)していたことから、仮差し止めを認めた。	
2005.3	Agence France Press	フランス	Google News	訴訟中	Googleが不当にAFPの写真、見出し、記事の先頭部分の抜粋を取り込み、また、写真のクレジットと著作権表示を削除したとして提訴。 Google側はAFPの記事をGoogle News上から削除すると共に、AFPの見出しは独創的なものではなく、著作権法の保護下には無いと反論。	
2006.8.2	Associated Press	アメリカ		提携の発表	AP通信のニュース記事と写真の利用について、対価を払うことで合意。金額については発表されていない。	
2007.2.13	Copiepresse	ベルギー		敗訴	Google Newsに、新聞社サイトで閲覧できなくなった後も記事が表示されるとして、記事の掲載を止めるよう、提訴。2006年9月にGoogle敗訴、2006年11月にジャーナリスト、写真家らとは和解したが、新聞社団体とは和解できず、再審理後、2007年2月にも敗訴。Googleは特定の新聞の掲載を行うことができなくなった。	判決の同日、 控訴を 表明
2005.9.7	GEICO	アメリカ	Google Adwords	和解 (バージニア東部 連邦地裁)	Adwords広告は商標権侵害であると主張して提訴。2004年12月、裁判所は①商標をキーワードにして広告を表示することは商標権侵害に当たらない、②競合他社のテキスト広告にGEICO社の商標が表示されるのは違反と判示。②について、2005年9月に和解成立。	
2006.3.30	Rescuecom	アメリカ		勝訴 (ニューヨーク北部 連邦地裁)	Adwords広告で自社の商標をライバル会社に売っていたとして提訴。裁判所は、この行為について、法律上の「商標の利用」にあたらないとして、主張を退けている。	
2006.6.29	Louis Vuitton Malletier	フランス		敗訴 パリ控訴裁判所	Adwords広告においてLouis Vuittonの商標を競合他社や、偽造品を販売するサイトに売ったとして、提訴。地裁は2005年2月に、商標偽造、不当競争、誤解を招くような広告について有罪と判断した。控訴裁判所でも、地裁の判断を支持。	

※このほか、Adwords等の広告サービスに対して、メディア企業から、違法コピーを行っているサイトであることを知りながら、そのサイトに対してキーワード広告を販売し、利益を上げているという非難がなされている(07/2/13)



# (参考)表現の自由と著作権に関する議論

○著作権保護期間延長やネット情報流通に関する著作権侵害事案の発生等を背景に、表現の自由と著作権の関係に着目した議論が展開されている。

## 1 横山久芳「著作権の保護期間延長立法と表現の自由に関する一考察」(2004 学習院大学法学会雑誌39巻2号)

「・・・表現の自由を「公共財としての表現空間」のありようを示す概念として捉えるならば、憲法上の権利としての「表現の自由」は、個々人の基本権としての表現の自由保障(＝「国家からの自由」)に加えて、国家がかかる表現空間の実現に向けて積極的に作為すること(＝「国家による自由」)をも必然的に要請することになるのである。

以上のような憲法上の「表現の自由」の捉え方は、著作権制度にも新たな理解をもたらすことになる。

著作権制度は、従来、著作権の保護と著作権者以外の表現の自由との衝突という二項対立的な図式の中で描かれてきた。個々人の基本権としての表現の自由に着目する限り、そのような図式はまさに正鵠を得ている。しかし憲法上の「表現の自由」が「公共財としての表現空間」の確保を目的としたものであるならば、そしてその目的を実現するために憲法上の「表現の自由」が「国家による自由(国家の積極的制度創設義務)」を要請するものであるとするならば、著作権制度は「公共財としての表現空間」を実効的に確保するための「国家による自由」の表れとして捉え直すことができるであろう。」

## 2 山口いつ子「表現の自由と著作権」(2005 中山信弘先生還暦記念論文集)

「これまで辿ってきたニーマーの「定義付け衡量」のプロセスというのは、パラドックスを抱え込む関係にある著作権と第1修正の間の均衡点を見定めるためには、衡量の準則となる「アイデア／表現二分論」のもとで、著作権と言論の自由の根底にある価値・利益に照らしながら、しかも個別事案の判断においてはある程度の柔軟性をもって按配を考えていく必要があるとするものであった。・・・そうしたバランス感覚を基礎に置きながら、改めて、エルドレッド事件最高裁判決(※)において踏襲されていた、著作権法における内在的な保護措置によって第1修正に基づく考慮は調整されうとする「内在的調整」の枠組みというものが、今日のコンテキストのもとで、著作権と表現の自由の関係性を規律する道具として果たして十分なのかと問いかけてみると、やはり疑問が残る。近年見られるような、インターネットをはじめとするデジタル・ネットワーク技術の発展と普及によって、誰もが世界中の多数人を相手にした情報発信やファイル共有を低コストで行うことができ、また、既存の作品の編集や加工に基づく創作活動も容易にできるようになるといった、表現活動や情報流通を取り巻く環境の急速な変化は、そうした疑問を一層深めさせているといえる。」

※エルドレッド事件最高裁判決：著作権の保護期間を死後70年に延長する「ソニー・ボノ法」に対して、表現の自由に対する規制であり、その高い司法審査基準に適合していない等を争点として提起された違憲訴訟に対する判決。表現の自由との関係につき、多数意見では、①アイデアと表現の二分法理に基づき、著作権の保護は表現にのみ及ぶので、アイデアの自由な伝達を阻害しないこと、②フェア・ユースの法理に基づき、表現の使用が許されていること等を理由として、合憲と判断した。

## (参考)中山信弘「ニューメディア時代の「情報」の保護」(1984 ジュリスト増刊「高度情報社会の法律問題」)

「・・・大量の情報が蓄積、流通する高度情報時代になると、個々にライセンス契約を締結することが不可能となる。だからといって、ニューメディア関連の技術発展を止めるわけにもゆかない。そうであるとするならば、法体制の方を高度情報社会の方に適応せしめる以外に方法はないであろう。それを現行著作権法の改正で実現する方がよいのか、あるいは別個の法律を作るか、という点は別として、いずれにせよ、ニューメディアに即応した法体制の整備を急ぐ必要があろう。

そこにおいては、大量の情報の蓄積、流通を背景として、不特定の極めて多数の人が、個々的には少量であるが総計すれば多量の複製等を行うようになるであろう。そうであるとするならば、そのような情報に対する権利の内容は、現行の著作権のような物権類似の権利ではなく、単なる対価徴収権のように構成することも一案であろう。すなわち、そのようなニューメディアに情報をのせることの意味は、相手によって複製を禁止したり許可したりすることではなく、その情報作成に費した資金を回収することにある、と考えることであろう。又、現行著作権法で認められている強い人格権も、ニューメディア型の情報には不必要な場合が多く、流通の妨げになるであろう。・・・」